平成２７年（フ）第８号
長崎県壱岐市石田町本村触69番地
債務者　山内　光子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第９号
長崎県壱岐市石田町本村触69番地
債務者　山内　祐司
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第１０号
長崎県壱岐市石田町本村触69番地
債務者　山内　幸司
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第２０１号
宮崎県西都市大字下三財2532番地
債務者　金丸　義広
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０５号
宮崎市大字恒久4952番地２　Ｍ・ＣＩＴＹ恒久507号
債務者　上田　良満
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０号
宮崎県日南市大字平野6267番地12
債務者　中川　富子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３３号
宮崎県日南市大字吉野方219番地
債務者　多田　政幸
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３３７号
兵庫県尼崎市立花町１丁目９―22―206、住民票上の住所福岡県嘉穂郡桂川町大字豆田134番地５
債務者　鶴澤　武志
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８８号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目36番22号201
債務者　田中　英子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９２号
兵庫県西宮市城ケ堀町３番13号
債務者　藤田　光惠
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２４号
兵庫県尼崎市南七松町２丁目８番29号　南七松庄司ハイツ201
債務者　向江　次男
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３号
宮城県大崎市古川大宮６丁目３番16号　コーポアリッサム101号、従前の住所宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷二番６番地　町営屋敷住宅２―202号
債務者　加藤　律子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
石川県小松市吉竹町ヌ486番地１　市営住宅51棟312号室
債務者　中山　正治
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第３６１号
兵庫県尼崎市富松町１丁目31番２号
債務者　齊藤美喜男
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６２号
兵庫県尼崎市富松町１丁目31番２号
債務者　齊藤　正美
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９３号
兵庫県尼崎市神田南通１丁目21番地　リビングエース平和903、前住所兵庫県尼崎市東難波町５丁目31番１―203号
債務者　森本　弘美
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９６号
兵庫県尼崎市神田南通６丁目190番地　メゾン光和502号、前住所奈良県奈良市北之庄西町１丁目３番地の２　ル・ヴァン・クレール202号
債務者　野村　　円（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係